

財務省第9入札等監視委員会  
平成20年度第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成21年1月9日（金） 大阪国税局第7会議室	
委員	委員 尾崎 雅俊（辰野・尾崎・藤井法律事務所・弁護士） 委員 久保 宏之（関西大学大学院法務研究科 教授） 委員 松川 正毅（大阪大学大学院高等司法研究科 科長）	
審議対象期間	平成20年7月1日（火）～平成20年9月30日（火）	
抽出案件	4件	（備考）
競争入札（公共工事）	1件	契約件名：伊丹合同宿舎地盤調査業務 契約相手方：中央開発株式会社 関西支店 契約金額：5,040,000円 契約締結日：20年7月31日 担当部局：近畿財務局
随意契約（公共工事）	1件	契約件名：大阪税関監視部ボイラー改修工事 契約相手方：株式会社 泉州ビルド 契約金額：10,500,000円 契約締結日：20年8月14日 担当部局：大阪税関
競争入札（物品役務等）	2件	契約件名：官庁会計システム用パソコン17台、モノクロレーザープリンター17台の購入 契約相手方：富士電機 ITソリューション株式会社 契約金額：8,169,000円 契約締結日：20年7月10日 担当部局：神戸税関 ----- 契約件名：所得税確定申告書等の発送代行業務 契約相手方：日本通運株式会社 大阪支店 契約金額：167,738,009円（単価契約予定調達総額） 契約締結日：20年9月1日 担当部局：大阪国税局
随意契約（物品役務等）	一件	
応札（応募）業者数1者 関連	1件	競争入札（物品役務等）に同じ（所得税確定申告書等の発送代行業務）
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p><b>伊丹合同宿舎地盤調査業務</b>            契約相手方：中央開発株式会社 関西支店            契約金額：5,040,000円            契約締結日：20年7月31日            担当部局：近畿財務局</p> <p>落札率が28.7%と非常に低い印象を受けるが、予定価格に対する落札金額の差額をどのように理解しているか。</p> <p>類似した業務等を含め、落札金額は、昨今の不況が影響を及ぼしているということか。</p> <p>業務は完了しているとのことであるが、問題等は発生しているか。</p>	<p>予定価格の算定に当たっては、様々な要素を考慮し、また、世間一般に公表されている資料等も参考にしながら算定したものであり、適正な予定価格であったと認識している。</p> <p>結果として、落札金額が予定価格の60%（調査基準価格）を下回った金額であったため、予算決算及び会計令に規定する調査を実施し、適正な履行がなされると判断したが、その調査の過程において、諸経費等を大幅に縮減することにより、今回の応札価格となったことが判明した。</p> <p>不況が直接的に落札金額に影響しているか否かは不明であるが、「本案件を落札する。」という意欲は、応札業者から感じ取られた。</p> <p>企業努力により、経費削減に取り組んだ結果であると認識している。</p> <p>また、他の入札案件についても、前述した調査基準価格を下回る落札金額により調査を実施した案件が、増加傾向にあると認識している。</p> <p>問題等は発生していない。適正に履行されている。</p>
<p><b>大阪税関監視部ボイラー改修工事</b>            契約相手方：株式会社 泉州ビルド            契約金額：10,500,000円            契約締結日：20年8月14日            担当部局：大阪税関</p> <p>本案件については、当初、一般競争入札を実施し、不落として終了したものであるが、再度入札の回数は規定があるのか。</p> <p>また、その後、随意契約に移行したものである</p>	<p>再度入札の実施については、入札執行官がその都度、判断することとなる。</p> <p>本案件については、数回の再度入札を実施したが、予定価格の範囲内での応札がなく、これ以上</p>

が、随意契約の移行に際し、見積書の提出は、全入札参加業者に対して依頼したのか、それとも本案件が不落として終了するまで再度入札に応札した1者に対してのみ、依頼したのか。

入札参加業者が、2回目以降の再度入札で辞退した原因について、どのように理解しているか。

随意契約に移行し、1者から見積書の提出があり、当該金額が予定価格の範囲内であったとのことであるが、当該金額が予定価格を超えていた場合には、どのように取り扱うのか。

一般競争入札において、予定価格を明らかにすることはできないのか。

「ひとつの考え方として」であるが、ある程度の再度入札を実施した段階で、当局の支払可能限度額（予定価格）を明らかにし、その支払可能限度額であっても業務等を行うことができるのであれば契約を締結する、という契約方式は不可能であるのか。

#### 官庁会計システム用パソコン17台、モノクロレーザープリンター17台の購入

契約相手方：富士電機ITソリューション株式会社

契約金額：8,169,000円

契約締結日：20年7月10日

担当部局：神戸税関

本案件は、単純なパソコン及びプリンターの調達ではなく、その後のシステムへの接続、認証試験及び保守業務を含めた業務内容であるため、結果的に対応可能な業者がある程度絞られている、という理解でよいか。

大手家電メーカー等、多数の応札者が想定されるが、結果として2者の応札であった。

応札者数について、推測している事項等はある

再度入札を実施することにより、予定価格が類推される恐れがあると入札執行官が判断したため、不落として終了したものである。

また、見積書の提出については、2回目以降の再度入札で辞退した者は、各者における応札金額が限界に達しているであろうこと、逆に、2回目以降の再度入札に応札した業者は、本案件を落札する意欲が十分であると判断し、本案件終了まで応札した1者に対して、再度、見積書の提出を依頼したものである。

前述のとおり、各者における応札金額が限界に達したためであると理解している。

見積金額が、予定価格を超えていた場合には、当然ながら契約を締結することができないため、再度、公告を行い入札を実施することを予定していた。

予定価格を明らかにすることにより、同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため、どの段階であっても予定価格を明らかにすることはできない。

したがって、ご質問のような契約方式を採用することはできない。

そのとおりである。

システムへの接続及び認証試験について、家電メーカーでは技術的に対応できないものであり、結果的に当該技術を有している2者の応札とな

か。

パソコン等機器の調達部分と接続等の技術的な部分とを区分し、一般競争入札を実施することは考慮しなかったのか。

調達対象が販売価格の変動が著しいパソコン及びプリンターであるが、本案件についての予定価格の算定に当たって、特に留意した事項等はあるか。

#### 所得税確定申告書等の発送代行業務

契約相手方：日本通運株式会社 大阪支店

契約金額：167,738,009円

(単価契約予定調達総額)

契約締結日：20年9月1日

担当部局：大阪国税局

本案件の業務内容について、何か特殊な業務が含まれているのか。

本案件の応札者は1者のみであったが、それについて推測している事項等はあるか。

過去の落札状況等は、インターネットにより、事前に把握することが可能であると考え、入札説明会参加業者は、何を目的として入札説明会に参加したのか。

ったと推測している。

今回の入札結果を踏まえ、今後、同種の入札案件が発生した場合、区分して一般競争入札を実施することも考慮していきたい。

本案件に限定されることではないが、過去の契約実績は重要なポイントのひとつである。

しかし、本案件の調達対象は市場において、販売価格の変動が著しく、数年前の調達実績は、当然ながら本案件の予定価格の算定に当たっては参考とならないものである。

したがって、本案件の予定価格の算定に当たっては、類似した調達物品に係る過去の契約実績、定価及び市場の動向等の様々な要素を十分に考慮、検討し、予定価格の算定を行った。

本案件の業務内容は、所得税確定申告書等が封入された封筒を封入業者から集配し、郵便番号ごとに区分、結束し、郵政事業株式会社に持ち込み、発送する。

また、転居先不明等により返戻された封筒を、管轄する各税務署ごとに区分し、当該税務署へ送付するという業務内容であり、特殊な業務が含まれているとは認識していない。

本案件における入札説明会には、多数の業者が参加しており、結果、1者応札となったのは、入札説明会への参加業者は、本案件の仕様の内容と過去の落札状況等を考慮し、参加を辞退したのではないかと推測している。

過去の仕様の内容と本年の仕様の内容との変更点の有無はもちろんのこと、最も応札金額に影響を与えるであろう本年の発送件数を把握した上で、入札参加の可否を判断するために、入札説

本案件は、一定の時期に大量の業務を行うものであることから、対応可能な業者が限られてくるのか。

また、過去の受注実績によるノウハウの有無も1者応札に関連しているのか。

所得税の確定申告に当たっては、新聞等により、e-Tax（国税電子申告・納税システム）の利用・促進を図っていることは了知しているが、前年と比し、発送件数は減少傾向にあるのか。

また、今後、発送件数が増加することはないか。

明会に参加したものと思われる。

ご質問のとおりであると考えている。

なお、一定の時期に大量の業務を行うため、区分して一般競争入札に付することも考慮したが、区分することにより、仮に、現状から1通当たり10円大口割引に係る特別料金が上がった場合、発送件数が約270万件であるため、約2,700万円が追加で必要となる。

費用面から考慮しても、区分による入札を実施することは適当ではないと判断している。

前年の発送件数が約280万件に対し、本年の発送件数は約270万件に減少している。

今後もe-Tax（国税電子申告・納税システム）の利用が拡大されることにより、発送件数は減少するものと考えている。